

## 集中減算における正当な理由について

(公益社団法人京都府介護支援専門員会と協議済)

サービス名称	「サービスの質が高いこと」に該当する 正当な理由 ( <u>下線部</u> が包括に意見, 助言を求める部分)	可否	判断した理由
訪問介護	吸引・経管栄養に対応できる訪問介護員 が在籍している事業所であり, <u>吸引等を 必要とする利用者の場合。</u>	○	「サービスの質が高いこと」として客観的に明確であり, 正当な理由 として適当である。
訪問介護	土日・祝日も営業しており, 「緊急時訪問 介護加算」の算定実績がある場合 (例え ば連続して3月または○%以上)	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては, 「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましく ない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから, 採用は難しい。 また, 数字を設定する根拠付けが必要となるため, 採用は難しい。
訪問介護	「障がい者総合支援」のサービス提供事 業所である場合。	×	障害福祉サービスを提供していることそのものが「サービスの質が高 いこと」といえるかどうかは不透明なところがあること及び紹介率最 高法人に限定しなくても, 障害福祉サービスを提供できる介護保険事 業所そのものは一定あると考えられ, 一律に適用することはできない。
訪問介護	「特定事業所加算Ⅰ」を算定している場 合。	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては, 「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましく ない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから, 採用は難しい。

サービス名称	「サービスの質が高いこと」に該当する 正当な理由 ( <u>下線部</u> が包括に意見，助言を求める部分)	可否	判断した理由
通所介護	「中重度者ケア体制加算」「認知症加算」 「若年性認知症利用者受入体制加算」の いずれかを算定している場合。	×	加算の取得のみをもって正当な理由⑤として認めることについては、 「加算の取得のみで正当な理由に該当すると認めることはのぞましくない」旨の回答を厚生労働省から得ていることから、採用は難しい。
通所介護	サービス提供時間帯を通じて看護職員が 配置され、 <u>医療的処置（経管栄養・吸引・ インシュリン注射等）が必要な利用者で ある場合。</u>	○	「サービスの質が高いこと」として客観的に明確であり，正当な理由 として適当である。
通所介護	サービス提供時間が，利用者の希望によ り選択できる体制にある場合。	×	複数のサービス提供時間に対応できるため，人員配置が手厚いことの 証明にはなるが，「サービスの質が高いこと」の説明としては弱い。 また，サービス提供時間の異なる事業所の選択肢も一定数あると想定 されるため。
福祉用具貸与	年中無休又は緊急時対応が可能な体制に あり，利用者がターミナル等である場合。	×	いずれも人員配置が手厚いことの証明にはなるが，「サービスの質が高 いこと」といえるかどうか疑義がある。 また，本件事例を正当な理由として採用すると，結果として大規模な 法人に利用者が集中する可能性があり，適切ではない。
福祉用具貸与	福祉用具専門相談員が○人以上配置され ており，利用者の要望に迅速に対応でき る場合。	×	人員配置が手厚いことの証明にはなるが，「サービスの質が高いこと」 といえるかどうか疑義がある。また，「○人」を何人と規定すればよい か，設定することが困難である。